# 【シンガポール】新型コロナウイルス感染症(暫定措置)法の改正 —コロナ関連個人情報の犯罪捜査への利用等—

海外立法情報課 日野 智豪

\*2021年2月25日、2021年改正 COVID-19(暫定措置)法が成立した。4回目となる今回の 改正で、接触追跡システム(TraceTogether等)に収められたコロナ関連個人情報が、殺人、 テロ等の重大犯罪に対する捜査に限定して、利用されることとなった。

### 1 新型コロナウイルス感染症(暫定措置)法とその改正

シンガポールにおいては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関し、2020年4月7日にコロナパンデミックを抑止するために厳格かつ暫定的な措置を講ずる COVID-19(暫定措置)法<sup>1</sup>(以下「2020年法」)が成立した。この法律は3回にわたって改正され、同年6月16日の改正 COVID-19(暫定措置)法<sup>2</sup>においては、COVID-19が原因で契約履行不能となった中小企業の救済強化等が規定され、同年9月18日の第2次改正 COVID-19(暫定措置)法<sup>3</sup>においては、中小企業に対する救済処置の実施及び提供を容易にすること等を目的として、不動産の一括売却を実施する措置等が規定され、同年11月12日の第3次改正 COVID-19(暫定措置)法<sup>4</sup>においては、COVID-19を契機とした建設業界の崩壊を防止するため、建築契約の利害関係者への更なる救済支援措置等が規定された<sup>5</sup>。

2021年2月1日、4回目となる改正法案がシンガポール議会に提出され、翌2日に議会を通過した。同月25日、全3章8か条から成る2021年改正COVID-19(暫定措置)法<sup>6</sup>(以下「2021年改正法」)が成立し、同年3月1日に公布・施行された。2021年改正法は、①2020年法第7章に規定されるCOVID-19管理命令の効力延長に係る改正(第1章)、②シンガポール土地管理庁(Singapore Land Authority: SLA)<sup>7</sup>の権能及び義務に係る改正(第2章)、③個人接触追跡情報に係る改正(第3章)を主な内容とする。

③をめぐっては、法案審議の過程で、接触追跡システムに収められたコロナ関連個人情報を

<sup>1</sup> COVID-19 (Temporary Measures) Act 2020 (No.14 of 2020). <a href="https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/14-2020/Published/202">https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/14-2020/Published/202</a> 00407?DocDate=20200407>

<sup>\*</sup> 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月7日である。

OVID-19 (Temporary Measures) (Amendment) Act 2020 (No.29 of 2020). <a href="https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/29-2020/Published/20200618?DocDate=20200618">https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/29-2020/Published/20200618?DocDate=20200618</a>

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> COVID-19 (Temporary Measures) (Amendment No.2) Act 2020 (No.30 of 2020). <a href="https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/30-2020/Published/20200922?DocDate=20200922">https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/30-2020/Published/20200922?DocDate=20200922></a>

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> COVID-19 (Temporary Measures) (Amendment No.3) Act 2020 (No.37 of 2020). <a href="https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/37-2020/Published/20201116?DocDate=20201116">https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/37-2020/Published/20201116?DocDate=20201116</a>

<sup>5</sup> シンガポールにおける COVID-19 に関する法律については、日野智豪「【シンガポール】新型コロナウイルス感染症(暫定措置)法」『外国の立法』No.284-1, 2020.7, pp.22-23. <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_1151284">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_1151284</a> 4\_po\_02840108.pdf?contentNo=1>; 同「【シンガポール】新型コロナウイルス感染症(暫定措置)法の改正」『外国の立法』No.286-1, 2021.1, pp.16-17. <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_11613485\_po\_02860106.pdf?contentNo=1">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_11613485\_po\_02860106.pdf?contentNo=1>; 同「【シンガポール】第 3 次改正新型コロナウイルス感染症(暫定措置)法」『外国の立法』No.286-2, 20 21.2, pp.8-9. <a href="https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_11633263">https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_11633263</a> po 02860203.pdf?contentNo=1> を参照。

<sup>6</sup> COVID-19 (Temporary Measures) (Amendment) Act 2021 (No.6 of 2021). <a href="https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/6-2021/Published/20210301?DocDate=20210301">https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/6-2021/Published/20210301?DocDate=20210301</a>

<sup>7 2001</sup> 年 6 月 1 日、土地局、シンガポール土地登記局、測量局及び土地制度支援室を合併して設立された法務省管轄の法定委員会である。Singapore Land Authority website <a href="https://www.sla.gov.sg/about-sla">https://www.sla.gov.sg/about-sla</a>

犯罪捜査に利用することに関し、コロナパンデミックにおいて最優先されなければならない公衆衛生に対する国民の信頼を、公共の安全とトレードオフの関係に置くことが問題と指摘される一方で、「公共の安全と正義の適切な実施を確保するために必要な個人情報への警察のアクセスを拒否することは、公共の利益にはならない」と法案提出者であるヴィヴィアン・バラクリシュナン(Vivian Balakrishnan)外務大臣が発言する等、議論があった8。

#### 2 2021 年改正 COVID-19 (暫定措置) 法の主な内容

#### (1) COVID-19 管理命令の効力延長(2021 年改正法第 1 章)

2020 年法第7章において規定される保健大臣に付与された権限である COVID-19 管理命令に関し、その効力を1年間延長し、2022 年4月8日まで継続されるとした。

# (2) シンガポール土地管理庁 (SLA) の権能及び義務 (2021 年改正法第2章)

SLA に対して、法務大臣が行う賃借救済査定登録官(Registrar of rental relief assessors)等の任命を補佐し、又は別の方法で支援する権能が付与された。また、賃借救済査定登録官等が職務を遂行することができるように、行政支援サービスを提供し、又は別の方法で支援する権能及び義務が付与された。

## (3) 個人接触追跡情報の犯罪捜査への利用(2021年改正法第3章)

2021 年改正法により、2020 年法に個人接触追跡情報の犯罪捜査への利用等を規定した第 11章「個人接触追跡情報(全5 か条)」が追加された。

接触追跡とは、①COVID-19 感染源となる可能性がある場合、②感染者又は他の者と直接的若しくは間接的に接触した、又は特定の場所で接触した疑いがある場合、該当する者を特定し、通知し、又は連絡するプロセスを指す(第80条)。第11章は、COVID-19の蔓延を防止し、又は制御するための全国的な接触追跡活動の一環として、第11章の施行前、施行日(2021年3月1日)、又は施行後に収集される個人接触追跡情報に適用される(第81条)。使用されるデジタル接触追跡システムは、政府が開発した(a)SafeEntry、(b)TraceTogether、民間企業が開発した(c)BluePass システム(TraceTogether と相互運用可能)である(第6附則)。

公的機関は、デジタル接触追跡システムに記録された個人情報を、接触追跡を実行し、又は円滑に進める目的以外で使用してはならない(第82条第(1)項)。警察官又は法執行官は、「重大な犯罪」に関する捜査又は刑事手続に限定して、個人接触追跡情報にアクセスし、それを利用し、又は開示を求めることができる(同条第(2)項)。「重大な犯罪」とは、(a)危険な武器の違法な使用又は所持、(b)テロ行為の実行、ほう助、資金調達等、(c)殺人、傷害等、(d)薬物犯罪、(e)脱獄、(f)誘拐、拉致等、(g)重大な性犯罪を指す(第7附則)。係る規定に違反した場合、2万シンガポールドルの別下の罰金若しくは2年以下の禁錮刑又はその併科に処される(同条第(5)項)。コロナパンデミックが終息し、デジタル接触追跡情報システムが不要になった場合、情報管理者は、その日以降の同システムによる個人情報の収集を停止し、かつその日までに所有し、又は管理している全ての個人情報を、速やかに削除しなければならない(同条第(8)項)。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Fabian Koh, "Progress Singapore Party objects to use of TraceTogether data for criminal investigations: Leong Mun Wai," *The Straits Times*, Feb 2, 2021. <a href="https://www.straitstimes.com/singapore/politics/progress-singapore-party-objects-to-use-of-tracetogether-data-for-criminal">https://www.straitstimes.com/singapore/politics/progress-singapore-party-objects-to-use-of-tracetogether-data-for-criminal</a>; Kenny Chee, "Bill limiting police use of TraceTogether data to serious crimes passed," *The Straits Times*, Feb 2, 2021. <a href="https://www.straitstimes.com/singapore/politics/bill-limiting-use-of-tracetogether-for-serious-crimes-passed-with-govt-assurances">https://www.straitstimes.com/singapore/politics/bill-limiting-use-of-tracetogether-for-serious-crimes-passed-with-govt-assurances</a>

<sup>9 1</sup> シンガポールドルは約 82.0 円 (令和 3 年 7 月分報告省令レート)。